

# 福岡工業大学 機関リポジトリ

## FITREPO

Title	新島の形成が沿岸国の領域権原及び海洋限界画定に与える影響
Author(s)	長岡 さくら
Citation	福岡工業大学環境科学研究所所報 第8巻 P63-P68
Issue Date	2013
URI	<a href="http://hdl.handle.net/11478/501">http://hdl.handle.net/11478/501</a>
Right	
Type	Research Paper
Textversion	publisher

Fukuoka Institute of Technology

# 新島の形成が沿岸国の領域権原及び海洋限界画定に与える影響

長岡 さくら (海洋政策研究財団 研究員)  
 キーワード：島、領域権原、大陸棚限界委員会

## はじめに

現在、「地球上に『無主地』は事実上存在しない<sup>1)</sup>」と考えられている。なぜならば、科学技術の発達した現代においては、既に衛星写真等によって地球上に存在する全ての陸地は発見されており、いずれかの国家の領土となっていると考えられるからである。また、地球上に海底火山の爆発や河川への土砂の堆積等によって新たな陸地が出現した場合も同様に、そのような新たな陸地の存在のニュースは直に世界を駆け巡る。昨(2013)年末、日本を始めとして世界中を駆け巡ったニュース、即ち、小笠原諸島(東京都)の西之島付近に海底火山の爆発によって陸地が隆起し新島が形成された時も同様であった。以下、当該新島の形成と西之島への接続について時系列で概要を示す(表1参照)とともに、西之島の形状変化について示す(図1参照)。

表1 西之島拡大の経緯

年月日	概要
2013.11.20	16時17分頃、海上保安庁所属航空機が、西之島の南南東約500m付近の海上に直径200m程度の新島が出現し、噴煙を上げ、噴火活動が継続している様子を視認。
2013.11.21	海上保安庁所属航空機が、西之島の南東約500mの海上に長さ約200m、幅約100mの新島が形成され、固形物を含む噴煙が噴出している様子を視認。なお、同庁による分析の結果、新島の位置は、1972年の西之島新島を作った噴火開始の際の位置と一致することが判明。
2013.11.22	海上保安庁所属航空機が、新島において二つの火口を確認。
2013.11.26	海上保安庁所属航空機が、新島で、二ヶ所の火口から東側及び南側に溶岩が流下し、東側へ流下している溶岩が長さ50mに達していることを確認。なお、新島の火口では、なおも噴火が継続中であることも併せて確認。
2013.12.01	海上保安庁所属航空機が、新島で、火口から噴火が継続中であることを確認するとともに、新島の山腹から流出する溶岩が南東に向けて流下していることを確認。同日現在、新島の面積は0.04 km <sup>2</sup> 。

2013.12.04	海上保安庁所属航空機が撮影した画像を分析した結果、同日現在、新島の面積は約0.56 km <sup>2</sup> 弱。また、新島の東方向、南東方向及び南西方向に流下する溶岩流を確認。なお、新島の形状は、東西約300m、南北約260m。
2013.12.13	海上保安庁所属航空機が撮影した画像を分析した結果、新島の南西方向及び西南西方向に流下する溶岩流に加え、新たに北西方向に流下する溶岩流を確認。なお、同日現在、新島の形状は、東西約400m、南北300m、面積約0.08 km <sup>2</sup> 。
2013.12.24	海上保安庁所属航空機が、新島の溶岩流が西之島方向に大きく広がり、西之島近傍約10mまで達していることを確認。また、新たな火口が出来ていることも確認。なお、同日現在、新島の形状は、東西約450m、南北約500m、面積約0.15 km <sup>2</sup> 。
2013.12.26	海上保安庁所属航空機が、新島の溶岩流が西之島南岸に達し、新島と西之島が二ヶ所で接続し、両島が一体となっていることを確認。また、火口からの噴火がまだ継続していることも併せて確認。
2014.01.20	同日現在、新たに形成された陸地の形状は、東西約750m、南北約600m、面積約0.4 km <sup>2</sup> 。
2014.02.03	海上保安庁所属航空機が、西之島の2ヶ所の火口には赤熱した溶岩が見えており、活発な噴火活動が継続していることを確認。また、流出した溶岩により新たに形成された陸地が更に拡大。なお、同日現在、新たに形成された陸地の形状は、東西約850m、南北約700m、面積約0.4 km <sup>2</sup> 。
2014.02.11	海上保安庁所属航空機が、西之島の2ヶ所の火口に赤熱した溶岩が見えており、活発な噴火活動が継続していることを確認。とりわけ、2013年12月中旬以降停止していた南側火口の東側からの溶岩流出が再び行われていることを確認。なお、同日現在、新たに形成された陸地の形状は、東西約900m、南北約750m、面積約0.45 km <sup>2</sup> 。
2014.03.24	海上保安庁所属航空機が、西之島の北側火口の西側に新たな火口が形成されていることを確認するとともに、これまでに主として活動していた南側火口及び北側火口からは噴煙が盛んに噴出していることを確認。なお、同日現在、新たに形成された陸地の形状は、東西約1,150m、南北約850m、面積約0.7 km <sup>2</sup> 。
2014.04.15	海上保安庁所属航空機が、西之島の北側火口が拡大し間欠的に噴煙を噴出していること並

	びに南側火口が爆発を伴う噴煙及び溶岩片を噴出していることを確認。同年3月24日に観測された北口火口西側の火口は確認できず。なお、同日現在、新たに形成された陸地の形状は、東西約1,150m、南北約950m、面積約0.75 km <sup>2</sup> 。
2014.05.21	海上保安庁所属航空機が、西之島の北側火口から大量に噴煙が噴出していること並びに北側火口と南側火口の間新たな火口が出現し噴煙及び溶岩片を噴出していることを確認。なお、同日現在、新たに形成された陸地の形状は、東西約1,300m、南北約1,050m、面積約0.86 km <sup>2</sup> 。
2014.06.13	海上保安庁所属航空機が、西之島の4ヶ所の火口（南側火口、北側火口、北側火口と南側火口の間火口、北側火口の東側火口）の存在を確認するとともに、南側火口以外の火口から噴煙及び溶岩片が噴出していることを確認。なお、同日は天候条件が悪かったため、全体の形状等のデータは取得されていない。
2014.07.23	海上保安庁所属航空機が、西之島の4ヶ所の火口（南側火口、北側火口、北側火口と南側火口の間火口、北側火口の北東海岸近くの新たな火口（北東火口））の存在を確認するとともに、南側火口以外の火口から噴煙が噴出していることを確認。なお、同日現在、新たに形成された陸地の形状は、東西約1,550m、南北約1,050m、面積約1.08 km <sup>2</sup> 。

注：海上保安庁海洋情報部プレスリリース (<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/jhd.html>) を基に著者作成

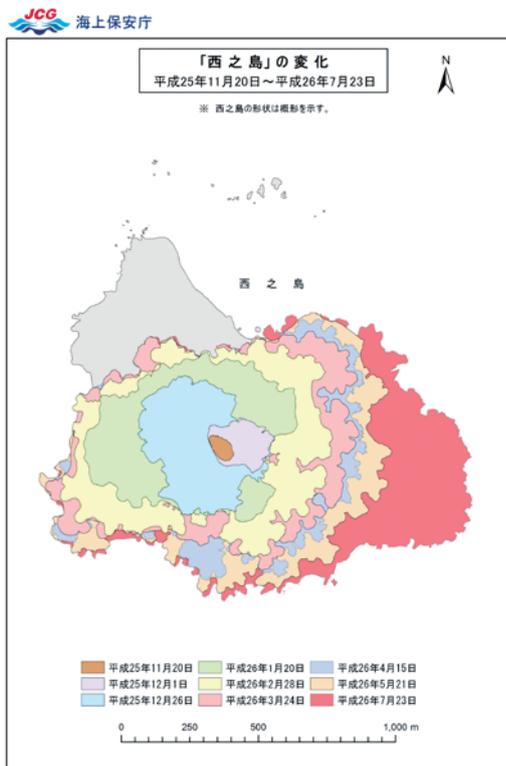


図1 西之島の形状変化

出典：海上保安庁『『西之島』の変化 平成25年11月20日～平成26年7月23日』（2014年7月23日） ([http://www1.kaiho.mlit.go.jp/GIJUTSUKOKUSAI/kaiikiDB/2013nishinoshima/nishinoshima\\_coastlines140723.png](http://www1.kaiho.mlit.go.jp/GIJUTSUKOKUSAI/kaiikiDB/2013nishinoshima/nishinoshima_coastlines140723.png))

さて、国際法上、この新島は、いずれの国家の領域となるのであろうか。また、このように新島が形成された場合、国際法上、どのような点に影響が生じるのであろうか。この点、第一に、新島はどの国家の領域であるかという問題が生じる。第二に、これに付随して、当該国家が行使しうる海洋管轄権の限界画定の問題が生じる。以下では、まず、「島」の国際法上の地位について概観した後、新島が形成された場合、国際法理論上、当該島がどの国家の領域となるかという点について考察する（第一章）。次に、新島の帰属に伴い、帰属国家が行使しうる海洋管轄権の範囲・限界にどのような影響が生じるのかという点について考察する（第二章）。

## 一 新島の形成と領域権原

さて、地球上に海底火山の隆起等によって新たに陸地が出現した場合、当該陸地は、国際法上どのような地位を与えられ、また、どの国家の領域となるのかという問題が生じる。

まず、海洋法に関する国際連合条約（以下、国連海洋法条約とする。）は、出現した陸地の地位について以下のように規定する。

「第121条（島の制度）

1 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。」

従って、①陸地が自然に形成されている、②形成された陸地が水で囲まれている、③形成された陸地の一部が常に水面上にある、という三条件を満たす場合、当該陸地は「島」としての地位を与えられ、当該「島」の周囲には、領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚を設定することが可能となる（国連海洋法条約第121条2項）。

次に、このようにして形成された島は、国際法理論上、どの国家の領域となるのであろうか。理論上、当該島は、いずれの国家にも属さない「無主地」であるか、いずれかの国家に属する「領域」となる二

者択一でしかない。この点、国際法に関する著作においては、当該島がどのような海域に形成されたのかによってその地位を区別している。国際法では、海水面を内水、領海、接続水域、排他的経済水域及び公海に分類している（図2参照）。以下、この分類に従い、これらの海域別に新島が形成された場合の領域国について考察することとする。

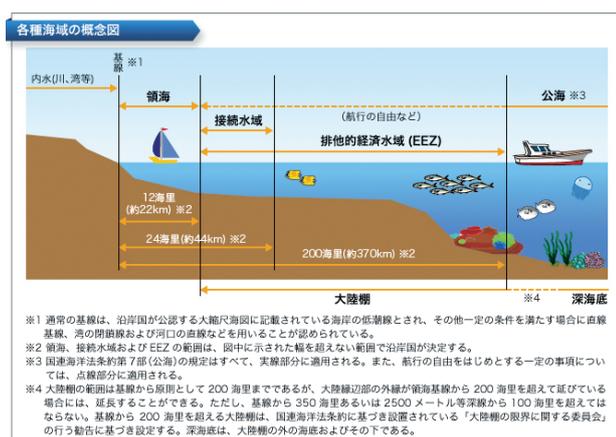


図2 国連海洋法条約における海域分類

出典：外務省「わかる！国際情勢 Vol.61 海の法秩序と国際海洋法裁判所」（2010年7月23日）  
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol61/index.html#mm05>

まず、内水に新島が形成された場合である。慣習国際法上、領海基線の陸地側の水域である内水は、通常、領土と同様、沿岸国の完全な領域主権が及ぶとされている。即ち、内水においては、全ての人や物は、その国籍を問わず、沿岸国の属地的管轄権の下にあると言われる<sup>2</sup>。従って、原則として、沿岸国の完全な支配下にある内水に新島が出現した場合、当該島は沿岸国の領土となると考えられる。

但し、この場合、二つの例外が考えられる。第一に、直線基線の採用によって、従来内水でなかった海域を内水とした時である。第二に、沿岸国による群島基線の採用によって、群島水域制度が用いられる時である。

第一に、沿岸国が新たな直線基線を採用した場合、領海条約（1958年）は次のように規定する。

「第5条（基線内の水域）」

2 第四条の規定に従って設定した直線基線が従来領海又は公海の一部とみなされてきた区域を内水として取り囲むこととなる場合には、第十四条から第二十三条までに定める無害通航権は、こ

れらの水域において存続する。」

また、国連海洋法条約も次のように規定する。

「第8条（内水）」

2 前条に定める方法に従って定めた直線基線がそれ以前には内水とされていなかった水域を内水として取り込むこととなる場合には、この条約に定める無害通航権は、これらの水域において存続する。」

即ち、以前は内水でなかった海域を沿岸国が内水とした場合には、領海にて通航国が有する無害通航権が当該海域にも適用されることとなる。これは、当該海域の法的地位は、領海の法的地位に類似しているということを意味する。従って、このような海域に新島が形成された場合の領域国は、領海に新島が形成された場合と同様となると考えられる。

第二に、沿岸国が群島基線を採用した場合、群島水域制度を新設した国連海洋法条約は次のように規定する。

「第52条（無害通航権）」

1 すべての国の船舶は、第五十条の規定の適用を妨げることなく、第二部第三節の規定により群島水域において無害通航権を有する。ただし、次条の規定に従うものとする。」

即ち、この場合も、上述の、内水でなかった海域を沿岸国が内水とした場合と同様、領海にて通航国が有する無害通航権が当該海域にも適用されることとなる。従って、このような海域に新島が形成された場合の領域国も、領海に新島が形成された場合と同様となると考えられる。

次に、領海に新島が形成された場合である。この場合、国際法における著述では見解が分かれている。

例えば、国際法の伝統的な教科書の一つである *Oppenheim's International Law*, 9<sup>th</sup> ed. では、「国家の領海内に新島が出現した場合、新島は当該国家の領域に添付される」とする<sup>3</sup>。即ち、領域権原の方式の一つである「添付」のうち、「自然的添付」によって沿岸国の領域となるとの考え方である。なお、この見解をとったと思われる国家実行として、1986年1月の硫黄島付近の海底火山の爆発によって新島が出現した際の英国政府の見解を挙げることができる<sup>4</sup>。

一方、国際法理論上、当該島は無主地であり、「先占」によって当該島を獲得した国家の領土であるとする事も可能であると考えられる。なぜならば、領海は領土の従物であり、領土なく領海だけが独立して存在することはあり得ない。とすれば、新島の

帰属の根拠を領土ではなく領海に置く上述の見解には疑念が生じうる。

さらに、接続水域に新島が形成された場合である。接続水域とは、沿岸国の通関、財政、出入国管理又は衛生分野における沿岸国の法令違反の防止及び取締のみに用いることができる特別な海域である。従って、これ以外の分野については、排他的経済水域及び公海に適用される法規則が適用されることとなる。即ち、接続水域に新島が形成された場合も、その領域国は、排他的経済水域あるいは公海に新島が形成された場合と同様の帰属となると考えられる。

また、排他的経済水域に新島が形成された場合である。排他的経済水域制度は、国連海洋法条約において新設された、沿岸国の天然資源の探査開発等のための主権的権利を認める特別な制度である。従って、船舶の通航に関しては、公海制度が適用されることとなる。このように、排他的経済水域の制度が条約上の特別な制度であるため、排他的経済水域の元来の性質をそれ自体「独自の制度」として考えるか、原則として「公海の一部」であり、資源管理等の分野においてのみ特別な制度であると考えられるかによって、新島の帰属国に関する見解も分かれている。

前者の見解をとるものは、新島が当該排他的経済水域の沿岸国に帰属するとする。そして、その根拠を、国連海洋法条約第 60 条にて沿岸国が排他的経済水域内の人工島や構造物の建設、運用管理等に関する排他的管轄権を有していることに置く<sup>5</sup>。一方、後者の見解をとるものは、新島の帰属国は、公海に新島が形成された場合と同様であるとする<sup>6</sup>。

最後に、公海に新島が形成された場合である。この場合は、理論上、見解の不一致がない。即ち、いずれの国の領域でもない公海に新島が形成された場合、その新島は無主地であり、当該島を「先占」した国家に帰属するとされている<sup>7</sup>。

## 二 新島の形成と大陸棚延長申請

では、このようにして新島の帰属国が決定した場合、これに伴い、帰属国家が行使しうる海洋管轄権の範囲・限界にどのような影響が生じるであろうか。この点、大別して二つの点に影響を及ぼすと考えられる。第一に、領土の増加に伴って沿岸国が管轄権を行使することの可能な海域にずれが生じるという点である。第二に、第一の点が 200 海里以遠の大陸棚限界延長手続きに及ぼす点である。

第一に、通常、沿岸国の領土が増加した場合、これに伴い、国連海洋法条約上、沿岸国が管轄権を有することが定められた海域の幅を決定する基線の位置がずれることとなるため、原則として、基線の変更に伴い、僅か数メートルの範囲であるかもしれないが、沿岸国の領海、接続水域、排他的経済水域及び 200 海里までの大陸棚の範囲に変更が生じる。

但し、この場合、例外が存在する。即ち、当該沿岸国に向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国家が存在し、潜在的に両国が管轄権を行使しうる範囲が重なり合う場合である。この場合、それぞれの国家が管轄権を有する海域を決定するためには、二国間で境界画定条約を締結する必要がある。この場合、新島の出現以前には潜在的に両国が管轄権を行使しうる範囲が重なり合っていなかった場合には、新たに境界画定条約を締結する必要がある。また、新島の出現以前から両国が管轄権を行使しうる範囲が重なり合っていた場合、且つ、既に境界画定条約が締結されていた場合はどのようになるであろうか。この点、条約法条約は、条約の締結時に存在していた事情について生じた根本的変化について、条約の内容が境界画定である場合には、これを根拠として条約の終了又は脱退を援用することができない旨定めている（第 62 条 2 項 (a)）。従って、この場合には、新島の出現があったとしても、他方当事国が同意しない限り、既存の境界画定条約の変更はできないものと考えられる。

第二に、新島の出現による領土の増加が 200 海里以遠の大陸棚限界延長手続きに及ぼす影響である。領土の増加に伴い、基線の位置が移動するため、原則として大陸棚の限界もこれに伴い移動することとなる。しかし、大陸棚限界については、国連海洋法条約上、200 海里までの大陸棚と 200 海里以遠の大陸棚とで手続きが区別されている。200 海里までの大陸棚については上述の通りであるが、200 海里以遠の大陸棚限界延長は沿岸国が一方的に設定できるものではない。国連海洋法条約第 76 条 8 項及び国連海洋法条約附属書IIの規定に従い、大陸棚限界委員会への延長申請及び同委員会からの勧告にて限界延長が認められた場合にのみ、沿岸国は、200 海里以遠の大陸棚限界延長を行うことができる<sup>8</sup>。

この場合、原則として、大陸棚限界延長手続きは、自国に対する国連海洋法条約発効から 10 年以内に完了しなければならないと定められている。従って、新島の出現が自国に対する国連海洋法条約発効から

10年以内であった場合には手続上の問題は生じない。しかし、新島の出現が自国に対する国連海洋法条約発効から10年を超えていた場合には手続上の問題が生じることとなる。なぜならば、国連海洋法条約及び関連規定は、「いかなる場合にも」自国に対する国連海洋法条約発効から10年以内に行わなければならないとしており、10年を超えて申請を行うための規定が設けられていないからである。また、現在、国連海洋法条約の締約国は既に160ヶ国を超えているが、このうち、未だ大陸棚延長申請期限を迎えていない国家はわずか20ヶ国強しかない。即ち、今後、地球上に新島が出現した場合には、理論上は、自国が管轄権を行使することができる大陸棚を拡大可能性が存在するにもかかわらず、条約上の規定の不存在によって、潜在的に沿岸国が管轄権を有する大陸棚の拡大が不可能な事態が継続する場合もありうると言えよう。

## おわりに

さて、本稿にて考察した点を2013年11月に出現した西之島付近の新島の事例に当てはめた場合、当該新島はいずれの国家の領土となるのであろうか。西之島の位置関係については以下の通りである（図3参照）。

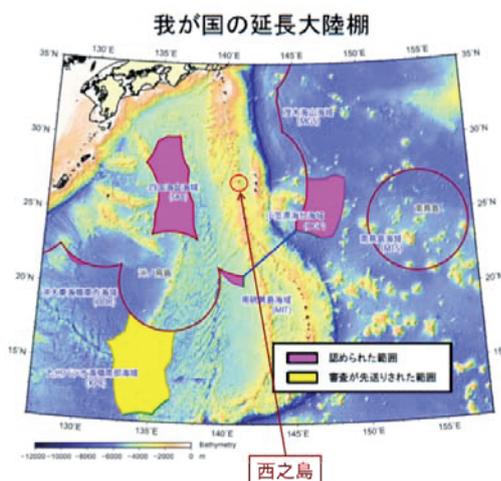


図3 大陸棚限界委員会によって大陸棚延長が認められた範囲及び西之島位置関係図  
 出典：第6回総合海洋政策本部参与会議（2012年5月24日）、報告事項3「我が国大陸棚延長に関する大陸棚限界委員会の勧告について」（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/sanyo/dai6/houkoku3.pdf>）を基に、西之島の位置について筆者加筆

今回、2013年11月に西之島付近に出現した新島は、西之島の南南東約500mの海域に形成されたものであった。即ち、西之島を基点とする我が国の領海内に出現した新島であった。上述の通り、国際法理論上、沿岸国の領海に出現した新島の帰属国は見解の分かれるところである。しかし、日本政府は、当該新島の帰属について以下の見解を示している。2013年11月16日付の新聞報道によれば、「内閣官房総合海洋政策本部によると、明らかに日本の主権の及ぶ島」としている<sup>9</sup>。

その後、2013年12月下旬、西之島と新島は一体化した。このため、新島は西之島の一部となり我が国の領土の一部となったと考えられる。海上保安庁の観測によると、現在も噴火活動は継続中であり、陸地は現在もなお拡大中である。今後、噴火活動の沈静後も海食等によって島が消滅しない限り、我が国の領海、接続水域及び排他的経済水域は拡大する可能性が生ずる。しかし、出現した新島は、既存の大陸棚及び既に大陸棚限界委員会によって勧告された延長大陸棚の限界に影響を及ぼすものではないため、大陸棚の範囲に変更はないと考えられる。これに関し、2014年1月24日の新聞報道によると、海上保安庁は「西之島は東西と南の方向に面積を広げた。東と南には小笠原の島々があるが、西には島がないため、EEZの外縁がわずかに西側へ広がる見通し。」との見解を示している<sup>10</sup>。

国連海洋法条約上、通常基線を採用している場合、海図又は地理学的経緯度の表の写しを国連事務総長宛に寄託する義務は存在しない。しかし、同条約上、排他的経済水域の外側の限界線を表示した海図又は地理学的経緯度の表の写しを国連事務総長宛に寄託することとされている（第75条）。この点、西之島の基線に関し、我が国は低潮線（通常基線）を基線として採用している<sup>11</sup>。従って、今後、我が国が拡大した西之島について排他的経済水域の外側の限界線を変更する場合には、国際法上、新たな海図及び地理学的経緯度の表の写しを国連事務総長宛に寄託することが必要となる。なお、本（2014）年3月27日、参議院国土交通委員会において、政府参考人として出席した佐藤雄二海上保安庁長官は、室井邦彦委員からの質問に対し、新たな海図を作成するための測量について、火山活動が鎮静化した段階で安全性の確認を行った上で測量を実施し、海図に記載する旨答弁を行っている<sup>12</sup>。

では、今後、噴火活動の沈静後、海食等によって島の面積が減少あるいは島自体が消滅した場合、沿岸国たる我が国の排他的経済水域及び大陸棚の外縁を変更する必要があるのだろうか。

国際法理論上、上述の通り、領水は主物たる領土の従物に過ぎず、領土なくして領水が独立して存在することはあり得ない。況や、領水でさえなく、沿岸国が一定の主権の権利を有するに過ぎない排他的経済水域や大陸棚が、領土なくして独立して存在し得ないことは理論上明らかである。しかし、同時に、国連海洋法条約における手続上、排他的経済水域や大陸棚の外側の限界線については、それらを表示した海図又は地理学的経緯度の表の写しを国連事務総長宛に寄託することとされていることから（第75条・第84条）、一旦、当該海図又は地理学的経緯度の表の写しが国連事務総長宛に寄託されれば、沿岸国によって新たな海図又は地理学的経緯度の表の写しが寄託されない限り、既に現実として主物たる領土が減少あるいは消滅していたとしても、条約上は、従前の海図又は地理学的経緯度の表の写しに記載された限界線が、沿岸国の排他的経済水域や大陸棚の外側の限界線として存在し続ける<sup>13</sup>。また、このような場合の沿岸国による基線や領海限界線についての海図等の公式な変更の必要性については既に指摘されているが、同時に、当該措置を執る積極的義務が国連海洋法条約に明記されていないことも併せて指摘されている<sup>14</sup>。

この点、陸地が減少あるいは消滅した場合、船舶の航行安全という観点からは、「陸地が存在するところは当該海域を避けて航行する」ことになるため、直ちに新たな海図を作成することが必然ではないという指摘もある。しかし、国際海洋法秩序を保つためには、沿岸国の権利は条約や慣習国際法にて認められた範囲で享受すべきである。従って、本稿にて指摘したような条約上の規定の不存在等によって本来享受すべき権利が認められないこと、あるいは、本来享受すべきではない権利が存在し続けた状態を避けるため、必要な範囲で新たな規則の作成が求められるという点を指摘し、本稿の締めくくりとする。

Longman, 1992), p.698. なお、同様の見解をとるものとして、例えば、以下の文献がある。柳原正治・森川幸一・兼原敦子 [編]、『プラクティス国際法講義』（信山社、2010年）、192頁。Malcolm Nathan SHAW, *International Law*, 6<sup>th</sup> ed., (Cambridge; Cambridge University Press, 2008), p.498.

<sup>4</sup> この時、英国政府は、「我が国は、日本の島である硫黄島の領海内に島が出現したと理解している。それ故、我が国は、当該島が日本の領域であると考え。」との見解を發出している。なお、この時に出現した新島（長径600m、高さ15m）は、噴火終了後の海食によって消滅している。cf. SHAW, *Ibid.*

<sup>5</sup> JENNINGS and WATTS, *supra* note 3, p.698.

<sup>6</sup> 領海外の水域における新島の帰属は、公海の場合と同様であるとの見解をとるものとして以下の文献がある。M. Habibur RAHMAN, “The Impact of the Law of the Sea Convention on the Regime for Islands: Problems for the Coastal State in Asserting Claims to “New-Born” Islands in Maritime Zones”, *International and Comparative Law Quarterly*, vol.34 (1985), pp.368-376, esp. p.370.

<sup>7</sup> JENNINGS and WATTS, *supra* note 3, p.698.

<sup>8</sup> 大陸棚延長手続については以下を参照のこと。長岡さくら、「国際法における大陸棚制度」『KANRIN 日本船舶海洋工学学会誌』52号（2014年）、2-11頁、とりわけ、4-6頁。

<sup>9</sup> 朝日新聞、「名もなき新島、どんな運命 残れば領海わずかに拡大？ 小笠原諸島」（2013年11月16日付朝刊、1面）。

<sup>10</sup> 日本経済新聞、「小笠原・西之島、『新島』と一体化 経済水域広がる可能性」（2014年1月24日）。

<sup>11</sup> 『第百八十六回参議院国土交通委員会議事録第五号』（2014年3月27日）、15頁。

<sup>12</sup> 同上。

<sup>13</sup> 勿論、寄託されている海図や地理学的経緯度の表の写しが実態にそぐわないとして、他国が沿岸国に対して抗議等の対応を行うことは可能であるが、沿岸国に対し強制的に海図等の変更を行わせることは手続上不可能である。

<sup>14</sup> 林司宣、「島の海域と海面上昇」『島嶼研究ジャーナル』2巻1号（2012年）、74-87頁、とりわけ、79頁。

（2014年8月29日入稿）

<sup>1</sup> 小松一郎、『実践国際法』（信山社、2011年）、97頁。

<sup>2</sup> 同上、112頁、参照。

<sup>3</sup> Sir Robert JENNINGS and Sir Arthur WATTS eds., *Oppenheim's International Law*, 9<sup>th</sup> ed., vol.1, part 2 to 4 (London: New York;